

賑わい交流空間 使用要項 (2018.4月現在)

お問合せ先

株式会社 JR博多シティ文化事業部

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR博多シティ10F

TEL 092-292-9258

FAX 092-292-9362

賑わい交流空間は、地域や学校などの「地域振興イベント」や「発表会」、各種団体による「スポーツイベント」や「啓発活動」、自治体による「観光PRイベント」など多彩な用途にご利用いただけます。

広場利用にあたっては、行政が推進する施策、企業による社会貢献活動等をPRするなどの公益的な内容を取り入れていただきます。



(地域振興イベント)



(地域振興イベント)



(PRイベント)

1 使用時間 9:00~21:00

2 本番時の使用料金

		大屋根イベントスペース (約826㎡) 単位:円(税抜)		
		全面使用	1/2面使用	1/3面使用
平日	全日	360,000	288,000	144,000
	半日	288,000	—	—
土日祝	全日	600,000	480,000	240,000
	半日	480,000	—	—

※ 9:00~21:00内の6時間(半日)でもご利用いただけます。

※ 設営・撤去日を含めた期間でお申込みください。

■ 小規模イベントスペース (約100㎡) 単位:円(税抜)

平日	全日	60,000
土日祝		

※ 使用時間は設営・撤去を含めて9:00~21:00となります。時間外については別途加算があります。

※ 詳細についてはお問い合わせください。

※ 小規模イベントスペースについては使用制限がございます。



3 会場設営・撤去料金

基本的には本番前日の設営日から撤去日を含めた期間を「利用期間」として、お申し込みいただけます。ただし、本番前日に設営時間が確保できない場合、または9:00以前、21:00以降に設営、撤去を行う場合は時間外料金と立会料金を別途申し受けます。

【時間外※上限前後ともに3時間まで】

		単位:円(税抜)	
平日(1時間)	12,000	土日祝(1時間)	18,000

※ 本番前日、本番翌日および本番当日の9:00以前、21:00以降に設営・撤去を行う際に立会料金とは別に申し受けます。3時間を超える場合は、半日料金を適用させていただきます。また小規模イベントスペースは、全日料金を適用させていただきます。

4 物販歩合料金 売上(税抜き)の3%

5 電気料金

		単位:円(税抜)
1時間毎	750	

6 立会料金

		単位:円(税抜)
1人・1時間毎	4,800	

※ 当社担当者が必ず立会を行いますので、立会料金を申し受けます。

7 ゴミ処理料金

		単位:円(税抜)	
基本料金	2,000	ゴミ袋(90ℓ)毎	500

※ 廃棄物の種類によってはお受けできない場合がございます。※ 1週間前までに事前申込必須。
※ 汚水処理はできません。

お申込み手続き

1. お申込み

1) 希望予定日の仮押さえ (※設営・撤去時間も含まれます)

空き状況を確認の上、お申込みを行ってください。お申込み受付は、開催日の1年前からです。なお、受付は先着優先となります。

※ 仮押さえの有効期間は2週間とさせていただきます。予めご了承ください。

2) 本申し込み (申請書類の提出)

実施が決定しましたら、速やかに「賑わい交流空間使用申込書」を提出してください。イベントの内容を確認させていただきます。使用開始日の3ヶ月前までに「企画書」、「平面図(配線・配置等)」等をご提出ください。

※ 当社及び関係箇所にて企画内容を審査し、問題がない場合に限り、利用承認を行い利用申込みが確定いたします。

※ 内容によっては、お断りする場合がございます。

3) 契約の成立

使用料金は前納といたします。

「2」受領後、使用料金(概算の使用料)をご請求いたしますので指定期日までに当社指定の口座へご入金ください。ご入金の際にかかる振込手数料は、ご使用者負担とさせていただきます。入金確認後、契約締結とさせていただきます。

2. 残金の清算

- 1) イベント終了後、残金(立会・電気・物販歩合料金・ゴミ処理料金等)をご請求いたしますので、指定期日までに当社指定の口座へご入金ください。
- 2) 既に申し受けた使用料金に差異が生じた場合には、その差額を清算いたします。

3. その他

次の場合は、契約の取り消しやイベントを中止させていただく場合がございますのでご了承ください。その際の損害責任は、ご使用者側でご負担いただけます。

- 1) イベント実施日の1ヶ月前までに必要書類の提出及びご入金の確認がとれない場合、お申し込みは無効となり、キャンセル料を申し受けます。
- 2) JR九州の鉄道事業及びこれに関する業務上緊急な使用が必要となった場合
- 3) 契約の内容と異なるイベントを行った場合
- 4) 使用規則(賑わい交流空間使用要項)に反した場合
- 5) 関係諸官庁及び当社・施設所有者が中止と判断した場合

使用制限

賑わい交流空間を使用できる主な団体とは次の各号に定めるとおりとさせていただきます。

1. 福岡市及びJR九州が共催、協賛もしくは後援する事業の実施団体
2. 福岡市以外の行政諸官庁、公益法人
3. 地域振興、観光振興及び交通安全、防犯・防災等の公共、公益目的事業を主体として実施する団体、法人等
4. その他、公序良俗に反しない事業を実施する団体、法人等で、使用目的等を鑑みて、当社が適当と認めたもの
※ 業種・業態及びイベントの内容によってはお受けできない場合がありますので、お申込み時にお問い合わせください。

また、以下の行為は禁止いたします。

1. 露天商、行商、その他これに類するもの
2. 政治活動、宗教活動、その他これに類するもの
3. 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の保全または利用に支障を及ぼす行為をすること

変更・キャンセル

本申し込み後、お申し込み内容を変更又はキャンセルされる場合は、次の通りキャンセル料を申し受けます。キャンセル料については、本申し込み以前の場合も同様の扱いといたします。尚お振込の際にかかる振込手数料はご使用者負担とさせていただきます。

1. 使用開始日の90日から31日前……………基本料金の50%
2. 「1」以降……………基本料金の100%
- ※ 使用開始日91日以前……………キャンセル料なし。

当社側の免責

1. 天災地変や不測の事故等のため、当社の責によらず会場が使用不能となった場合、ご使用者側で発生する損害についての補償はいたしません。但し、既に申し受けた前払い使用料についてはご返金いたします。ご返金の際にかかる振込手数料は、当社負担といたします。
2. 展示品の盗難、紛失、その他の事故等による被害については、一切の責任は負いかねます。
※ 予め、警備や保険等必要な手配をお願いします。
3. お申し込み手続きの「その他5」でイベントが中止になったときも運営事務局及び施設所有者は利用者の損害についてその責を負いません。

関係諸官庁等への届け出

利用者は届け出が必要な場合、イベント開催時までに関係諸官庁等に届け出を提出し、その写しを必ず提出してください。

博多警察署……………	092-412-0110
博多区保健福祉センター衛生課 ※必ず届け出が必要なものあり……………	092-419-1126
博多消防署 ※必ず届け出が必要なものあり……………	092-475-0119
博多税務署……………	092-641-8131
日本音楽著作権協会……………	092-441-2285

搬出入等 ※搬入車両及び展示車以外は駅前広場に、駐車することはできません。

1. 搬入の際は、床面の養生(車両の車輪の養生も含む)を行ってください。特に床面の照明器具には必ず養生を行ってください(入場できる車両は4t以下です)。
2. 持ち込みパネルや幕類は、防災加工済のものをご使用ください。
3. 建物、及び附属設備等へのガムテープ使用、釘打ち等はできません。
4. 持ち込み器具・ポスター・看板等は終了後すみやかに撤去してください。
5. 搬入については、車両を乗り入れできない時間帯がありますので必ず、当社担当者と事前打ち合わせをお願いします。

7:00~9:30	12:00~13:00	17:00~19:00
-----------	-------------	-------------

※ 上記時間中は、駅前広場内の車両移動ができませんので予めご留意ください。

※ 駅前広場通行客予想によっては上記時間帯に限らず入場を規制させていただきます。

※ 土日祝の朝昼、平日の昼についてはご利用の内容により条件付きで車両乗り入れが可能な場合もございますので、事前にご相談ください。

6. 搬入車両の申請は、開催日の7日前までです。これを過ぎた場合、会場への車両入場をお断りする場合があります。
7. 設営撤去は必ずご使用者側でカラーコーン・バーをご用意いただき、会場全体を囲い、安全と設営場所を確保して行ってください。
※ 車両の入退場時には必ず有資格者の制服警備員を配置し誘導を行ってください。

ご使用上の注意

1. 時間厳守

- 1) 催事、及び搬入・準備・後片付け等の時間は厳守してください。
- 2) 使用時間を越える場合は、割増料金が発生します。

2. 音量について

音を出す場合は、福岡市騒音防止条例に則った音量でお願いします。(係員が音が大きいと判断した場合は音量を下げさせていただきます。)

3. 清掃

会場内の使用期間中及びご使用後の清掃は、必ずご使用者側で行ってください。汚損がひどい場合には、実費にて清掃費をご請求いたします。発生したゴミは有料にて処理をお受けする事も可能です(要事前申込)。その場合、可燃・不燃・生ゴミ・瓶・缶・ペットボトル・段ボールに分別してください。

4. 原状復帰

ご使用後は安全確認の上、設備等を撤去・清掃後に当社の点検を受けてください。

5. 損害賠償

- 1) 建物・附属設備・備品等を損害または破損、もしくは汚損した場合は、相当分の実費をいただきます。ついてはイベント保険等必要な保険にご加入ください。
- 2) イベント実施に伴い、お客様とのトラブルが発生した場合は、ご使用者側にて対処していただきます。

6. 設営に関して

- 1) 装飾物として「横断幕」、「のぼり」の使用はできません(公安イベントを除く)。
- 2) テント等の設営については統一感のあるものとしていただきます。

その他

1. 賑わい交流空間の権利の譲渡、又は転貸しはできません。
2. 使用期間中責任者を現地に常駐させ、常に当社と連絡が取れるようにしてください。
3. 使用期間中(設営・撤去・複数日開催の場合、夜間も含む)は、イベント内容に応じ警備誘導員を配置して、駅前広場の通路の確保、安全面の確保につとめてください(警備については警察への申告が必要な場合があります)。
4. 事故、事件及び駅前広場利用者、周辺住民その他から苦情等が発生した場合、直ちに当社及び関係機関に通報するとともに、責任及び誠意を持って対処してください。
5. イベントの終了後、また中止した場合は、速やかに現状に回復していただきます。なお、ご使用者が履行しないときは、当社において原状に回復し、これに要した費用はご使用者の負担とします。
6. 危険物の持ち込みはできません。
7. 防災・消防の各種設備、及びJR営業施設の機能を損なう行為は、厳禁いたします。
8. 駐車場はございませんので、ご注意ください。
9. 風船等(ヘリウムガス)浮き上がるものの配布は出来ません。
10. 給排水設備はございません。イベント開催中に発生した汚水については使用者側で処理してください。
11. 駅前には全面禁煙となっておりますので尊重してください(電子タバコも含む)。
12. 火気使用については申請が必要となります。事前にご相談ください。
13. ご使用に関しまして、その他、注意事項等ありますので当社と協議のうえ、指示にしたがってください。